

【第1回検討会】浮き彫りになった「地域の実情」と課題



■住民から出された主な課題

- 情報伝達…防災無線や広報車を待っている間に合わない。道路状況を把握するツールが必要。防災に関する情報の周知。
- 避難方法…車での避難を前提としたルールの明確化。「徒歩では間に合わない場合、誰がピックアップするのか」等の整理。
- 避難場所…国道336号高台への移動ルールの明確化や、冬季避難の課題。
- 要配慮者支援…車を持たない人の支援リストの早急な見直しと、平時からの緊密な情報共有。

巨大地震と大津波に備え、発災時に「いつ、誰が、何をするか」を時系列で整理する「タイムライン（事前防災行動計画）」。

6月26日（金）に開催した第1回検討会では、3つのグループ（住民・行政・関係機関）に分かれ、現在の課題を洗い出しました。住民の皆さんからは、過去に作成した支援者リストについて、「当時の支援者が高齢化し、支援される側に回っている」などの切実な声や、「足が不自由で本当に逃げられるか不安」といった実情が浮き彫りになりました。

【第2回検討会】「タイムリミット」への挑戦



7月21日（火）に開催した第2回検討会では、前回で出た課題に対する具体的な「対策」と「行動計画」を検討しました。

■行政・関係機関の結論
「平時からの連携と孤立後の備え」
警察・自衛隊・役場各課のグループは、情報共有の仕組みやホットラインの構築を最重要課題としました。有事には大津地域が孤立する可能性が高いため、ヘリポートの整備や林道奥津線を活用した避難路の確保、外部からの応援を受け入れる体制の事前共有が急務であることが確認されました。

住民グループでは、地図上の基準地点（大津市街地と道道911号線を結ぶ大津駐在所前の交差点）を通過（避難）することを想定したシミュレーションを実施。津波到達時間から逆算し、「地震発生から25分以内に基準地点を通過（避難）すること」をタイムリミットと決めました。

また、避難には「火の始末・上着の着用・車の準備」などで最低10分はかかると想定し、「最後の5分は、周囲を支援しながら逃げ、それでも無理なら支援を断念して逃げる時間」という厳しい現実も共有されました。



今回の検討会での内容を整理し、住民や関係機関と協議を重ね、今年度中のタイムラインの完成を目指します。



大津地域地震津波タイムラインのイメージ

目安時間	行動のきっかけ 想定される被害	防 災 行 動		
日頃の備え		①回覧板などの防災に関する情報は必ず確認する ②地域の避難ルール（車でのピックアップやタイムリミットなど）の周知・把握に努める ③《大津地域住民の避難ルール》 ▶車で「366高台」「トンケシ高台」「える夢館」又は親戚・知人等の安全な屋内に避難すること ▶車で避難できない方は、大津波警報から10分以内に道路に出て、避難する 車に同乗すること		
0～3分	地震発生	・地震の揺れから身の安全を確保する ・揺れがおさまってから火気など家の状態を確認 ④すぐにテレビやスマホなどで津波に関する注意報や警報を確認する 「大津波警報」の発表を聞いたら、すぐに避難！ ④津波襲来までの時間は限られています。防災無線や広報車の情報を待たず、自らテレビやスマートフォンなどで津波に関する情報を確認するようにしましょう		
	・家屋倒壊 ・停電、断水 ・通信制限 ・交通の停止			
3～30分	大津波警報の発表 避難指示の発令	一時避難場所に避難する方	える夢館やその他の安全な屋内に避難する方	船を避難させる方
	・津波による浸水や家屋倒壊 ・沿岸施設の機能停止 ・広域の停電、断水 ・広域の通信、交通の停止	⑤避難カードを玄関に表示して避難開始 ・避難ルールに従って、できるだけ早く避難 ④避難時にはできるだけ近所の人に声掛けをする（警報や避難指示発令を聞いている人がいる可能性） ⑥一時避難場所に避難後、関係機関に避難完了を報告する	⑤避難カードを玄関に表示して避難開始 ・避難ルールに従って、できるだけ早く避難 ④避難時にはできるだけ近所の人に声掛けをする（警報や避難指示発令を聞いている人がいる可能性） ⑥える夢館やその他の安全な屋内の避難場所に避難後、関係機関に避難完了を報告する	⑤避難カードを玄関に表示して沖出しに向かう ・船の沖出しの実施 ⑥沖出し完了を組合に無線で報告
		⑦津波が到達するまでは、十勝河口橋は通行可能。その他の避難経路は避難地図を確認すること		
30～24時間	津波到達	⑧津波注意報が解除されるまでは、浸水想定区域内には絶対に戻らない	⑧津波注意報が解除されるまでは、浸水想定区域内には絶対に戻らない	⑧津波注意報に切り替わるまでは、港には絶対に戻らない
	・ライフライン、交通停止継続	⑨防災倉庫やトイレなどの開錠、取扱いについて	⑨役場職員の指示（または事前に決めたルール）に従い、える夢館などに二次避難する	
24時間以降	・アクセスルートの啓開開始	⑧津波注意報が解除されるまでは、浸水想定区域内に戻らない ・避難所を退所する時には、必ず受付に退所することを伝える（安否確認のため）		
		⑧津波注意報に切り替わるまでは、港には絶対に戻らない ・沖出しから戻った後、自宅が被害を受けている場合などは、える夢館やその他の安全な屋内に避難する ⑥避難後、関係機関に避難完了を報告する		

※こちらは検討会用の案となっており、今後議論を重ね、より具体的なタイムラインを策定します。